大阪市水道局告示第50号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の２第３項の規定に基づき告示する。

令和８年10月15日

大阪市水道局長　　坂　本　篤　則

金融機関名	店　舗　名	所　　在　　地		変更年月日
大阪シティ信用金庫	布施西支店	変更前	大阪府東大阪市荒川２丁目26番12号	令和８年10月19日
		変更後	大阪府東大阪市岸田堂西２丁目３番６号	

（水道局総務部経理課）